# 令和4年度 加古川市情報通信技術利活用 コミュニティサイクル導入業務 プロポーザル募集要領(公募型)

加古川市企画部 政策企画課 (令和4年8月)

## 1 趣旨

本市では、令和3年度にレンタサイクルに BLE タグ検知器を搭載することで、見守りサービスによる検知率向上を目指す取組の一環として実証を実施し、その結果、自転車の利用回数、利用時間等の傾向及びアンケートの結果(今後の利用ニーズ、利用してもよいと思う費用感など)から、レンタサイクルの事業化の方向性、自転車の活用による外出や免許返納が促進されることが確認できた。

実証実験の結果を踏まえ、より多くの方に利用いただき、加古川駅などの拠点となる空間の魅力の向上、賑わいを創出する取り組みや、高齢者の外出機会の創出及び見守りサービスの充実をはじめ、カーボンニュートラルにも貢献したまちづくりを行うため、令和4年度から本格運用として「加古川市情報通信技術利活用コミュニティサイクル」の導入を実施する。

当該業務では、既に商品化された自転車の導入と見守りタグ検知器の設置といったものではなく、BLE 検知器を情報連携基盤に連携させることにより、子どもや高齢者等の位置をリアルタイムに取得できる仕組みを作り上げる必要がある。

また、シェアサイクルについては、加古川駅周辺の移動利便性・周遊性の向上を図る取り組みを行い、高齢者見守り自転車については、サービス利用者が意識することなく見守り活動や高齢者の外出機会の創出に加え、カーボンニュートラルにも貢献する事業運営を行い、自転車の安全運転につながる取り組みを行う必要がある。

これらを踏まえ、当該委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者(配置する技術者を含む。)に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者(以下「契約候補者」という。)及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者(以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。)を選定するものとする。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名:加古川市情報通信技術利活用コミュニティサイクル導入業務(以下「本業務」という。)
- (2) 業務内容:「加古川市情報通信技術利活用コミュニティサイクル導入業務仕様書」(別紙1、以下「仕様書」という。) のとおり
- (3) 履行期間: 契約締結日から令和5年3月31日(金)まで
  - ※別途「情報通信技術利活用コミュニティサイクルデータ利活用等に関する協定書」を締結し、受託者(事業者)は、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで当該業務で構築したシステム及び取得した自転車・機器等を用いて事業を承継して運営するとともに、取得したデータを市に提供すること。なお、この間、市は一切の費用を負担しない。

## 3 施行予定額(予算額)

27,672,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

# 4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

# 5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、加古川市情報通信技術利活用コミュニティサイクル導入 業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

# 6 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、指定期日までに市に参加申込みをし、参加資格を有すると認められた者(以下「参加者」という。)の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに本市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 本市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に本市と契約候補者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「15 日程及び提出書類等」のとおりとする。

## 7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

事業所の 所在地	日本国内に本店又は権限を委任する営業所等を有する者であること			
事業所の要件	JIS Q 15001 (プライバシーマーク)、ISO27001 (ISMS)、ISO27017 (クラウドサービスセキュリティ)又は政府情報システムのためのセ キュリティ評価制度 (ISMAP) のいずれかを取得していること。			
入札参加資格	加古川市財務規則(昭和44年規則第13号)第76条第1項に規定する 入札参加資格者名簿に登載されていること。 ただし、入札参加資格者名簿に登載されていない場合、プロポーザル 参加申込みの際に、本要領中「10参加申込・資格審査 (1)参加申込 ア 関係書類」により入札参加資格と同等の要件を満たしていること が確認できた場合は、プロポーザルに参加できるものとする。なお、 あわせて、令和4年度入札参加資格審査申請(10月1日名簿登載)を 令和4年8月19日(金)までに行うこと。 (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること (2)市税を滞納していないこと。 (3)消費税及び地方消費税を滞納していないこと。			

入 札 参 加停 止 措 置	プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までの期間において、加古川市指名停止基準(平成6年告示第166号)に基づく指名	
	停止措置を受けていないこと。	
経営の安定性	・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者	
	又は、本業務委託の参加表明前6か月以内に手形若しくは小切手の不	
	渡りを出した者でないこと。	
	・会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申	
	立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続	
	開始の申立てを行っている者でないこと。	
	ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受	
	けている場合は除く。	
契約の相手方	  加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱(平成24年3月16日総務	
としての適格	部長決定)に規定する暴力団等でないこと。	
性	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
その他	公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。	

# 8 説明会

説明会は開催しない。

# 9 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「加古川市情報通信技術利活用コミュニティサイクル導入業務に関する質問書」(様式1)に質問事項を記載のうえ、令和4年8月30日(火)17時までに、電子メールにより「18 問い合わせ先」に送信すること。メールの件名は「加古川市情報通信技術利活用コミュニティサイクル導入業務委託に係るプロポーザルの質問書(会社名)」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、参加者全員に電子メールにて令和4年9月1日(木)までに回答する。

※ただし、参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、本市は回答しないことができるものとする。

## 10 参加申込・資格審査

## (1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」(様式2)に必要事項を記入、代表 者印を押印のうえ、関係書類を添えて提出すること。

なお、加古川市財務規則第76条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されている場合は、「ア 関係書類」のうち(オ)~(キ)の書類の提出を省略できる。

# ア 関係書類:

(ア)「会社概要票」(様式3)

JIS Q 15001 (プライバシーマーク)、IS027001 (ISMS)、IS027017 (クラウドサービスセキュリティ)、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) を取得していることが確認できる書類の写し等

- (イ) 加古川市市税確認承諾書(様式4) ※課税の有無に関わらず提出
- (ウ) (国税)納税証明書(その3の3) ※写し可、令和4年6月1日以降に発行したものに限る。
- (エ) 会社概要 (パンフレットなど任意)
- (才)誓約書(様式5)
- (カ) 社会保険等加入状況申告書兼誓約書(様式6)
- (キ)履歴事項全部証明書

※写し可、令和4年6月1日以降に発行したものに限る。

- イ 提出期限:令和4年8月19日(金)17時 必着
- ウ 提出場所:「18 問い合わせ先」

## (2) 資格審查

本市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件 を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、令和4年8月 25日(木)までに参加希望者に文書で通知するものとする。

通知を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内 (土・日曜、祝日を除く。)に、書面をもって本市に説明を求めることができるも のとする。

#### (3) 参加を辞退する場合

参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」(様式7)に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出期限までに「18 問い合わせ先」に提出するものとする。

## 11 企画提案について

## (1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書及び「提案書等作成要領」(別紙2)等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とする。なお、企画提案書等に記載された内容については、企画提案時に提出した見積額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

## (2) 提出部数

ア 正本 1部

イ 副本 7部

※企画提案書等の電子ファイル一式を納めた CD-ROM 又は DVD-ROM を 1 枚用意すること。なお、電子ファイルに関しては、Microsoft Office または Acrobat

Reader にて参照可能な形式とすること。

(3) 提出の期限、方法及び場所

ア 提出期限:令和4年9月7日(水)17時必着

イ 提出方法:直接窓口へ持参か、書留郵便とする。

※窓口への持参は、月曜日から金曜日(土・日曜、祝日を除く。) のうち、8時30分から17時15分(12時から13時を除く。) までとする。

※電子メールでの提出は不可とする。

※郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは 受け付けない。

ウ 提出場所:「18 問い合わせ先」

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、本市が参加者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

(5) 参加者多数の場合

参加者多数の場合は、企画提案書提出後に一次審査として書類審査を行う場合がある。この場合においては、「15 日程及び提出書類等」が変更となるため、参加者に対し参加資格審査結果の通知とあわせて通知することとする。

## 12 プレゼンテーションの実施

提案書等の内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施し、評価を行う。 なお、プレゼンテーションの実施日程の詳細については、令和4年9月9日(金) を目途に電子メールで通知する。

(1) 日程及び場所等

実施日程:令和4年9月16日(金)(予定)

実施場所:加古川市役所 本館4階 企画部会議室

※ プレゼンテーション時間の内訳は、準備5分、説明20分、質疑10分を予 定している。

(2) その他

ア プレゼンテーションは、本市に提出した提案書等を使用して説明することとし、提出期限後の資料の差替え・追加は認めない(スクリーン等に投影して説明する場合を含む)。ただし、明らかな若しくは軽微な修正の場合はこの限りではない。

イ プレゼンテーションにおける質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合でも、 提案内容に含まれるものとする。

ウ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意したものを利用してもよい。

エ 出席者は3名以内とすること。

オープレゼンテーションは、導入の管理技術者となる者を中心に実施すること。

カ 本市は、プレゼンテーションの内容を録画又は録音することができる。

キ 当該プレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとみなす。

# 13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、採点基準表(別紙3)により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、総合評価点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、総合評価点のうち見積価格点を除いた 1,000 点満点中 600 点に満たない者は、契約候補者等に選定しない。

契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内(土・日曜、祝日を除く。)に、書面をもって「18 問い合わせ先」に説明を求めることができるものとする。

# 14 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

本市は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。 ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの 限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、本市が用意したものを使用する。

(4) 契約締結時において、本業務の従事者に対して情報セキュリティに関する教育 (情報セキュリティ特記事項の遵守を含む。)等の関係法令及び関係規程を遵守さ せるために必要な教育を実施するとともに、実施した内容を提出しなければなら ない。

# (5) 契約保証金について

契約保証金については、契約金額の100分の10に相当する額以上を契約締結前に納付すること。ただし、契約候補者が加古川市財務規則第99条第1項各号のいずれかに該当する場合は当該条項により契約保証金の全部又は一部を免除する。

# 15 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和4年8月19日(金)17時 まで(必着)	様式2~様式6、必要 書類	参加希望者⇒ 市
参加資格審査結果 の通知	令和4年8月25日(木)まで に発送		市→参加希望 者
質問締切	令和4年8月30日(火)17時 まで	様式1	参加者⇒市
質問に対する回答	令和4年9月1日(木)まで に回答	メールで回答	市→参加者
企画提案書提出	令和4年9月7日(水)17時 必着	様式8 ~様式11 見積書 <sub>正本1部</sub>	参加者⇒市
実施日程通知	令和4年9月9日(金)		市→参加者
プレゼンテーション	令和4年9月16日(金)		<u>—</u>
選定結果等の通知	令和4年9月21日(水)まで に発送		市→参加者
契約候補者との協 議	令和4年9月26日(月)まで		
次点者との協議	令和4年9月29日(木)まで ※1		
契約締結日 (予定)	令和4年10月3日(月)(予定)	(契約書)	

※1 契約候補者との協議が整った場合は、本市は速やかに次点者にその旨及び次点者との協議を行わないことを通知する。

# 16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例(平成 10 年条例第 27 号)に基づき対応する。

加古川市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除き、原則として公開の対象文書となる。

# 17 その他

- (1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合
  - イ 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
  - ウ 見積額が「3 施行予定額(予算額)」において提示している提案上限額を

## 超過する場合

- エ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- オ 募集要領に定める方法以外で本市職員、選定委員等に対して本案件について 接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- カ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと本市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、本市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし(個人情報及び公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除く)、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 仕様書等内容の詳細については、本業務以外の利用は認めない。
- (6) 提出された企画提案書等は返却せず本市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (7) 提出された企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。
- (8) 郵送等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (9) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、 本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用 を本市に請求することはできない。
- (10) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜本市が判断するものとする。

## 18 問い合わせ先

加古川市企画部政策企画課(加古川市役所本館4階)

住 所: 〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

電 話: 079-427-9373 FAX: 079-424-1370

E-mail: smartcity@city.kakogawa.lg.jp

担 当:陰山、十時

以上